令和　　年　　月　　日

糸魚川市長　　　　　　　　様

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名

（法人は名称及び代表者の氏名）

電話番号

自動車置場使用許可申請書

　自動車置場の使用の許可を受けたいので、裏面の使用条件に同意した上で下記のとおり申請します。

記

申請情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 駐車場名  （いずれかにチェックを入れてください） | 【糸魚川地域】 | | | | □ 横町汐見  □ 旧横町分室  □ 京ヶ峰第１  □ 京ヶ峰第２  □ 京ヶ峰第３ | | | | □ 京ヶ峰第４  □ 一の宮  □ 美山第１  □ 美山第２ | | | |
| □ 西浜  □ 奴奈川  □ 横町県営住宅前  □ 横町県営住宅西 | | | |
| 【能生地域】 | | | | □ 白山第三  □ 白山第四  □ 宮の上  □ 小泊第一  □ 小泊第二  □ 藤崎 | | | | □ 筒石第一  □ 筒石第二  □ 筒石第三  □ 筒石第四  □ 筒石向ノ浜  □ 筒石海浜 | | | |
| □ 鬼伏  □ 鬼舞  □ 旭町  □ 白山第一  □ 白山第二 | | | |
| 【青海地域】 | | | | □ 名引 | | | | | | | |
| 区画№ |  | | | | | | | | | | | |
| ２ | 使用の期間 | 長  期 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　３月 31日  □ 継続（※） | | | | | | | | | | |
| 短  期 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | |
| ３ | 車両番号 |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |
| ４ | 車種・車名 | □ 普通車  □ 軽自動車 | | |  | | | | | | | | |

※ 期間満了後も継続使用を希望する場合はチェックを入れてください。

自動車置場使用条件

１　糸魚川市が使用を許可した自動車置場（以下「指定区画」という。）１区画につき自動車等１台に限り駐車使用を許可する。ただし、糸魚川市が認めた場合はこの限りではない。

２　公用又は公共用に供するために必要が生じたとき、又は使用条件に違反したときは、使用の許可を取り消す場合がある。なお、解除によって生じた損失は補償しない。

３　指定区画は、第三者に転貸しないこと。

４　指定区画は、駐車以外の用途に使用してはならない。

５　指定区画は、現状のまま良好な状態で管理し、形状の変更等は行わないこと。

６　使用期間中において、指定区画のことで第三者との間に紛争が生じても当事者間で解決すること。

７　駐車中の車両に破損が生じても借受者は、いかなる名目であっても市に対し、その損害を請求できない。

８　指定区画の冬期間の除雪等は、借受者の責任において行い、市に対し何らの要求を行うことができない。

９　貸付料は、市が発行する納入通知書により、指定された場所へ指定期限までに納付すること。ただし、１か月に満たない場合で15日以上のときは１月分とし、15日未満は日割により算出する。また、円未満は切り捨てとする。

10　指定区画を使用しなくなるときは、借受者はあらかじめ糸魚川市に対し書面で報告しなければならない。